

山梨県公報

号外第二十五号

令和八年

七月十日

金曜日

目次

条例

- 山梨県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例
- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 山梨県職員旅費条例の一部を改正する条例
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例
- 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例
- 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例
- 山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例

条例のあらまし

○ 山梨県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（条例第三十五号）（こども福祉課）

- 1 児童福祉法の一部改正に鑑み、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めることとした。
- 2 一時保護委託者の登録等に関する基準は、内閣府令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準のとおり定めることとした。
- 3 2に定めるもののほか、非常災害対策に関する具体的計画は、施設の立地状況等を勘案し、災害の種類に応じたものを作成し、飲料水や資機材の備蓄等に努めることとした。

4 この条例は、令和八年十月一日から施行することとした。

○ 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（教育庁特別支援教育・児童生徒支援課）

- 1 不登校対策に関する調査審議を行うための山梨県不登校対策検討委員会を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県職員旅費条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（人事課）

- 1 国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に鑑み、転居費の算定方法について、運送業者が家財の運送を行う場合及び旅行者が宅配便等により家財の運送を行う場合を併用した場合の算定方法を加えることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県県税条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（税務課）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 住宅を取得し令和七年から令和十二年までの間に居住の用に供した者のうち、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人県民税額から控除する。

(二) 個人県民税のふるさと納税に係る寄附金控除額について、七十七万二千円を上限として新たに設定する。

(三) 住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置について、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする。

(四) その他規定の整備を行う。

- 2 この条例は、令和九年一月一日から施行することとした。ただし、1(四)の一部については公布の日から、1(三)については令和十一年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（税務課）

1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、課税免除又は不均一課税の対象となる減価償却資産の要件等について次の改正を行うこととした。

- (一) 特定業務施設整備計画の認定期限を令和十年三月三十一日まで延長する。
- (二) 事業税の課税免除の対象となる特別償却設備について、特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。
- (三) 固定資産税の課税免除又は不均一課税の対象となる償却資産について、所得税法施行令第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。

2 この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用することとした。

○ 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例（条例第四十号）（子育て・次世代サポート課）

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 次に掲げる条例において、設置者に対し、児童対象性暴力等の防止及び児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を義務づける。

- (1) 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例
- (2) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例
- (3) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例
- (4) 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例
- (5) 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例

(二) 次に掲げる条例において、認定こども園等に配置する職員について、一人に限り、理学療法士等をもって代えることができることとする。

- (1) 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例
- (2) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例
- (3) 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例

(三) 次に掲げる条例において、幼保連携型認定こども園に配置する職員に主務保育教諭等を加えるとともに主務保育教諭等の創設に伴う規定の整備を行う。

- (1) 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例
- (2) 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例

(四) 次に掲げる条例において、認定こども園及び幼保連携型認定こども園の一学級の子どもの数を原則三十五人以下から原則三十人以下に引き下げる。

- (1) 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例

(2) 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例

(五) 次に掲げる条例において、認定こども園等の三歳児の職員配置基準に係る経過措置の期間を、「当分の間」から「令和十年三月三十一日まで」とする。

(1) 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例

(2) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例

(3) 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)については、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行の日（令和八年十二月二十五日）から施行することとした。

○ 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第四十
一号）（医務課）

1 大学の医学を履修する課程に在学している者に対する修学支援の一層の推進を図り、もって県内における医師の確保を促進するため、次の改正を行うこととした。

(一) 第二種医師修学資金の貸与対象者を全ての大学の医学を履修する課程に在学している者に拡大する。

(二) 第二種医師修学資金の貸与の額に関して、その者が在学している大学の区分に応じて貸与の額を定める。

(三) 第一種及び第二種医師修学資金の利息起算日を貸与を受けた日の翌日からとする。

(四) 返還の債務の裁量免除を行うことができる場合として、規則で定める場合を追加する。

(五) 既に第二種医師修学資金の貸与を受けている者（新二年生以上の者）についても、本人の申出により、改正後の貸与条件で貸与を受けることができることとする。

2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（警察本部組織犯罪対策課）

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正等に鑑み、命令に係る書類の送達について、改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律と同様の措置を講ずることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

山梨県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十五号

山梨県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第二項の規定に基づき、登録一時保護委託者（法第三十三条第一項第一号に規定する登録一時保護委託者をいう。以下同じ。）の登録等に関する基準（次条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

(目的等)

第二条 最低基準は、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第三条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第四条 登録一時保護委託者は、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第五条 登録一時保護委託者は、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(虐待等の禁止)

第六条 登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第七条 登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第八条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、登録一時保護委託施設の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 登録一時保護委託者は、非常災害に対する不断の注意と訓練をするよう努めるとともに、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

4 登録一時保護委託者は、非常災害の際に、登録一時保護委託施設に入所している児童及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第九条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第十条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三の規定に基づき児童相談所長又は知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（児童の所持品等）

第十一条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談すること。

三 第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長に協力するよう努めること。

四 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第十二条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

二 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

五 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

六 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

七 三十人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

八 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第十三条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものとなるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第十四条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十五条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第十六条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
- 二 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。
- 三 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清しきしなければならないこと。
- 四 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は、児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。
- 五 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事の提供）

第十七条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。
- 二 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第十八条 児童相談所長又は知事は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。この場合において、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談する体制を整備しなけ

ればならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、十分に注意を払わなければならない。

（養護）

第十九条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第二十一条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第二十二条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるよう記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第二十三条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十四条 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第二十五条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十六号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表に次のように加える。

山梨県不登校対策検討委員会	不登校対策についての調査審議に関する事務	二十人以内	一 学校教育の関係者 二 学識経験のある者 三 優れた識見を有する者 四 関係行政機関の職員	二年
---------------	----------------------	-------	---	----

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表中百八の項を百九の項とし、九十一の項から百七の項までを一項ずつ繰り下げ、九十の項の次に次の一項を加える。

九十一 山梨県不登校対策検討委員会の委員

山梨県職員旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十七号

山梨県職員旅費条例の一部を改正する条例

山梨県職員旅費条例（昭和三十二年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた各号の規定により算定した額の合計額とする。

第十七条第一項第二号中「前号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「当該額」の下に「（この項ただし書に規定する現に運送を行つた各号の規定により算定した額を合計する場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十八号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
第二十二條の二第二項中「（当該金額が当該納税義務者の第二十一條及び前條の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第二十一條第一項及び前條の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元とのおいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第二十二條の二第二項第一号中「掲げる金額（以下この項）」を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六條第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一條の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号）」に改める。

第五十八條第一項中「住宅（」の下に「法第七十三條の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

第一百九條第四項中「第九條の十六」を「第九條」に改める。

附則第六條の二第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「令和七年」を「令和十二年」に改め、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項」を「第十八項」に改め、「（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）」を削り、同條第三項中「同條第十六項」を「同條第十二項」に改める。

附則第六條の二の二第二項第二号及び附則第六條の二の三第二項第二号中「附則第五條の四の二第五項」を「附則第五條の四第五項」に改める。

附則第六條の三第二項第三号中「附則第五條の四第六項、法附則第五條の四の二第五項」を「附則第五條の四第五項」に改める。

附則第十二條の十九第一項の表第一項第一号の項中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項」を「第十八項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第百十九条の改正規定並びに附則第六条の二の二及び附則第六条の二の三の改正規定及び附則第六条の三の改正規定は公布の日から、第五十八条第一項の改正規定及び附則第三条の規定は令和十一年四月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例（以下次項及び次条において「新条例」という。）第二十二條の二第二項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第六条の二第一項の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人の県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新条例第五十八条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十九号

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「の特定業務施設」の下に「（次条において「特定業務施設」という。）」を、「特定業務児童福祉施設」の下に「（次条において「特定業務児童福祉施設」という。）」を加える。

第二条中「うち当該特別償却設備」の下に「（特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。）」を加える。

第四条中「である償却資産」の下に「（所得税法施行令第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。第六条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例の規定は、令和八年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十号

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例

(山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例(平成十八年山梨県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第四条に次の一項を加える。

6 第二項、第三項及び前項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下この項及び附則第六項において「特定理学療法士等」という。)をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第九条に次の一項を加える。

9 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第三項中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第六項の表附則第三項の項の前に次のように加える。

第四条第六項	第四条第二項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	-----------------------------------	----------

（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十二条の三 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第四十六条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第六十七条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項及び附則第十三条の二において「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第九条、附則第十一条又は附則第十二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第九条中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」

の下に「（以下この項及び附則第十三条の二において「看護師等」という。）を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第十三条中「法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条」を「第四十六条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、附則第九条又は前二条」に、「保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合において第四十六条第二項の規定により算定されるものをいう。）を「前二条の規定の適用がないものとした場合の第四十六条第二項の規定により算定される保育士の数」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 第四十六条第三項及び附則第九条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第四十六条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十八条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第六十条中「第三十五条」の下に「、第四十八条」を加える。

第七十九条、第七十九条の二、第八十二条の九及び第九十条中「第四十七条まで、第四十九条から」を削る。

（山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十五条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例（平成二十六年山梨県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第三条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第四条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第五条第一項及び同条第三項の表備考第一号中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の一号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭

和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下この号並びに附則第九条及び附則第十条において「特定理学療法士等」という。)をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第五条第五項第二号及び附則第六条中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

附則第九条中「前三条」を「第五条第三項の表備考第五号及び前三条」に、「第五条第三項の表備考第一号」を「同表備考第一号」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条 第五条第三項の表備考第五号及び附則第八条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者(同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)
正)

第六条 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例(令和六年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「第五条第三項の規定」の下に「(満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)」を加え、同項を附則第六項とする。

附則第三項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「第四十六条第二項の規定」の下に「(満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)」を加え、同項を附則第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、

当分の間、第二条の規定による改正後の山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第四十六条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第四十六条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第二項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「第三条第二項の規定」の下に「（満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第一条の規定による改正後の山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例第三条第二項の規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例第三条第二項の規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の一項を加える。

7 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第三条の規定による改正後の山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例第五条第三項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例第五条第三項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例第九条の改正規定、第二条中山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第十二条の二の次に一条を加える改正規定、第三条及び第四条の規定並びに第五条中山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例第三条の二の次に一条を加える改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の施行

の日（令和八年十二月二十五日）から施行する。

（山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数については、第一条の規定による改正後の山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例第三条第三項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

（山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第五条の規定による改正後の山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例第四条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十一号

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例（平成十九年山梨県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イを次のように改める。

イ 大学の医学を履修する課程に在学していること。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 第二種医師修学資金 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 大学（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校であるもの及び同項に規定する公立学校であるものに限る。）の医学を履修する課程に在学している者
月額二十万円

ロ 大学（イに規定する大学を除く。）の医学を履修する課程に在学している者
月額二十五万円

第八条中「第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金にあつては臨床研修を開始した日から当該各号に掲げる理由が生じた日までの日数に応じ、第三種医師修学資金にあつては」を削る。

第九条第一項中「第八条」を「前条」に、「この項」を「この条」に、「次条」を「次項及び次条」に改め、同条第二項中「特に必要があると認めるときは、第八条の規定により修学資金に付された利息」を「規則で定めるところにより、修学資金等」に、「（履行期が到来していないものに限る。）の全部又は」を「の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例（次項及び附則第四項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に貸与の契約をする医師修学資金について適用し、施行日前に貸与の契約をした医師修学資金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に貸与の契約をした第二種医師修学資金の貸与

を受けている者については、その者の申出により、新条例第四条第一項第二号イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれ同号イ又はロに定める額の第二種医師修学資金を貸与することができる。

4 前項の規定により第二種医師修学資金を貸与する場合において、新条例第八条の規定は新条例第四条第一項第二号の規定により貸与を受けることとなる第二種医師修学資金について、新条例第九条第二項の規定は同号の規定により貸与を受けることとなる第二種医師修学資金及びこれに付された利息について適用し、この条例による改正前の第四条第一項第二号の規定により貸与を受けていた第二種医師修学資金及びこれに付された利息については、なお従前の例による。

山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十二号

山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例

山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「を公安委員会」を「（以下この項において「公示事項」という。）を公安委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公安委員会」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができると置く措置をとることにより」に改め、同条第四項中「掲示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。